

特定労務管理対象機関の指定を受けた医療機関の対応について

特定労務管理対象機関の指定を受けた後に、医療機関において必要な届出等は以下のとおりです。適切な労務管理を実施し、医師の労働時間短縮のための取組を進めてください。

1 医師労働時間短縮計画の届出

(1) 特定労務管理対象機関の指定後

- ・指定を受けた後、遅滞なく、正式な医師の労働時間の短縮に関する計画（以下、「医師労働時間短縮計画」という。）を定めます。医師労働時間短縮計画を定めた後、計画期間の始期から概ね2週間以内を目途に、県へ医師労働時間短縮計画の届出を行ってください。

提出書類	
・様式12（正式な時短計画を定めた際の届出）	

(2) 毎年の届出

- ・計画期間の始期から1年ごと（※）に、勤務する医師等関係者の意見を聴いた上で医師労働時間短縮計画の見直しのための検討を行います。
医師労働時間短縮計画の進捗状況の確認や見直しの検討に当たっては、県医療勤務環境改善支援センターも御活用ください。
- ・必要があると認めるときは医師労働時間短縮計画を変更し、県に届出を行ってください。
なお、医療機関勤務環境評価センター（以下「評価センター」という。）の受審は不要です。
- ・検討の結果、変更する必要がない場合にも、その旨の届出が必要です。

提出書類	
医師労働時間短縮計画を変更する場合	・様式10（時短計画変更あり届出） ・変更後の医師労働時間短縮計画
医師労働時間短縮計画の変更がない場合	・様式11（時短計画変更なし届出）

※医師労働時間短縮計画の見直しは、計画期間の始期から最低1年ごとに実施します。医療機関の状況により、随時、見直しを行うことを妨げるものではありません。随時の見直しを行った場合には、上記と同様に、県へ届出をお願いします。

2 災害等やむを得ない事由により継続した休息時間の確保が難しい場合の手続き

特定労務管理対象機関の管理者には、B・連携 B・C 水準を適用する医師に対して、勤務間インターバル及び代償休息の付与が義務付けられています。

一方、例外的な取扱いとして、災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合には、都道府県知事の許可を受けて、必要な限度で休息時間の確保を行わないことができます。

なお、事態急迫のために、事前に許可を受ける暇がなかった場合には、事後に遅滞なく届け出る必要があります。

ます。

提出書類	
事前に許可を受ける場合	・様式 1 3（非常災害等事由による申請・届出）
事後に届け出る場合	

3 特例水準の指定根拠となる業務を変更する場合

各特例水準の指定根拠となった業務を変更する場合（例：特定地域医療提供機関において、指定根拠となる医療法第 113 条第 1 項各号の業務を変更する場合等）、軽微な変更を除き、都道府県知事の承認が必要です。

変更手続きは、特定労務管理対象機関の指定に係る手続きと基本的に同様です。医師労働時間短縮計画の見直しを行い、必要な変更を加え、評価センターの評価を受審します。評価センターの評価結果を踏まえ、県へ指定申請してください。

(1) 提出書類

・変更申請書（様式 7）の他は、指定に係る書類と同様です。

提出書類
・様式 7（業務変更申請） その他、各水準に応じて、指定に係る提出書類に準じる

(2) 申請期間

・申請は随時受け付けています。指定には、県医療審議会への意見聴取等、必要な手続きを踏まえて 4 ヶ月程度かかる場合があります。申請を予定している医療機関におかれては、あらかじめ県へ御相談ください。

(3) 申請方法

・G-M I S（厚生労働省医療機関等情報支援システム）又は電子メールにより申請をお願いします。

<G-M I S ログインページ>

<https://www.med-login.mhlw.go.jp/s/login/>

<電子メール提出先>

imuka@pref.gunma.lg.jp

4 各申請書等提出先・問合せ先

〒371-8570 群馬県前橋市大手町 1 - 1 - 1

群馬県健康福祉部医務課 医師の働き方改革担当あて

電話：027-226-2540

FAX：027-223-0531

E-mail：imuka@pref.gunma.lg.jp